

定期監査結果の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度 第1回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和元年6月18日

国立市監査委員 伯 道 夫

令和元年度第1回定期監查報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

生活環境部 環境政策課・ごみ減量課

3. 監査の範囲

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務の執行及び 業務の管理運営状況

4. 監査の期間

平成31年4月1日(月)~令和元年6月17日(月)

5. 説明等聴取及び実査日

令和元年 5 月 21 (火)、5 月 22 日 (水)

6. 監査の主眼

- (1) 事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- (2)組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- (3) 事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- (4) 社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- (5) 事務事業の実態が形骸化していないか。
- (6) 事務分掌、職員配置が適正であるか。
- (7) 予算の執行が適正であるか。
- (8) 財務事務が適正に処理されているか。
- (9)業務が円滑に執行されているか。
- (10) 各契約事務が適正であるか。
- (11) 公印の使用・管理が適正であるか。
- (12) 個人情報の管理状況が適正であるか。
- (13) 前渡金の管理が適正であるか。
- (14) 備品の管理が適正であるか。
- (15) 庁用車の運行・管理が適正であるか。また、ガソリン給油カードの管理が適正であるか。

(16) 原材料の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が関係法令に基づき、適正かつ効率 的に執行されているかを主眼とし、関係書類を審査し担当職員から説明を聴取して 通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、生活環境部環境政策課、ごみ減量課を対象に、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善及び検討を要する事項などが見受けられたことから、次のと おり指摘事項及び要望事項として記すので対応されたい。

<指 摘 事 項>

(1) 環境政策課

①予算の流用手続きについて

猫除け超音波発生装置については、当初予算では消耗品費に計上していたが、 実際の購入単価が 10,000 円を超えることが判明したため、備品購入費へ予算を 流用して購入したものであった。流用の決裁を確認したところ、資料として決裁 日以前の日付の「請求書写し」が添付されていたが、これは、予算措置をする前 に既に購入していたことになり、極めて不適切な予算執行事務であったと言わざ るを得ない。

市民要望を優先するあまり購入を急いだ旨の説明があったが、今後同様の事案が発生しないよう、再発防止のため予算執行事務を再確認し、適正な事務執行に努められたい。

②公園等の修繕契約について

修繕契約の決裁を確認したところ、修繕を発注する際に主管課で仕様書を作成することが難しい場合は、任意の1者から現場確認後に参考見積者を徴取し、参考見積書に記載の項目を仕様書として他の業者に提示して現場を確認してもらい、見積書を徴取することがあるとの説明を受けた。

年間 100 件以上の修繕を発注しており、時間的制約からこのような事務処理となっているものと思慮されるが、見積書を依頼するタイミングが業者によって前後することは公平性の観点から好ましくないため、今後の事務処理について契約担当部署の意見も参考にして検討を行い、改善を図られたい。

(2) ごみ減量課

①委託契約にかかる決裁について

廃棄物等処理手数料収納事務委託の契約決裁を確認したところ、添付された委託契約書(案)の一部で契約期間の誤りがあるほか、委託先件数や別紙一覧表にある委託先の代表者名の訂正が散見された。また、同委託(その2)及び(その3)の契約決裁に添付された委託契約書(案)には、決裁後に契約番号及び契約日が手書きで記入されていた。

委託先の名称や代表者名は契約にかかる重要な項目であることから、起案の前に十分確認しておくよう徹底されたい。また、決裁後に契約決裁に添付してある 委託契約書(案)に契約番号等を記入することは、決裁の前後で資料の内容が変 わってしまうことになり適切とはいえないため、事務の改善を図られたい。

<要 望 事 項>

(1) 環境政策課

①職員の時間外勤務について

職員の出勤簿及び時間外勤務命令簿を確認したところ、時間外で業務を行っているにもかかわらず、課長より時間外勤務命令を受けていない事例が一部見受けられた。

職員の時間外勤務については、事前に課長と職員が十分に協議の上、必要なものについては時間外勤務命令を受け、超過勤務申請をするよう徹底されたい。また、課長においては、職員の休日出勤等の状況を確実に把握するよう努められたい。

②くにたちベンチの作製決裁について

くにたちベンチの追加作製の決裁を確認したところ、決裁を作成する際に、参 考にした元の決裁から不要な部分を削除し忘れたため、決裁の起案日から見て時 系列的に明らかに不要である事項が記載されていた。

決裁を起案する際には、起案者が起案する目的を認識し内容が適当であるか確認することは当然のことながら、合議者を含め決裁する管理職等についても確認されるよう努められたい。

③委託契約にかかる決裁について

委託業務の契約決裁を確認したところ、添付された委託契約書(案)等に、決裁後に契約番号、委託期間の開始日及び契約日等が手書きで記入されていたものが散見された。

決裁後に契約決裁に添付してある委託契約書(案)等に契約番号等を記入する ことは、決裁の前後で資料の内容が変わってしまうことになり適切とはいえない ため、事務の改善を図られたい。

(2) ごみ減量課

①修繕契約にかかる請書について

清掃分室及び環境センターにかかる修繕契約の資料を確認したところ、契約業者から提出された請書の一部で、市長名の誤りや収入印紙の割り印の漏れが見受けられた。

請書は契約書と同様に契約行為の重要書類であり、受領の際に十分な確認がさ

れなかったことが原因であることから、請書が正しく作成されているかの確認を 徹底されたい。

②給油用クレジットカードの保管について

環境センター事務室内において給油用クレジットカードの管理状況を確認した ところ、施錠できない場所に保管されていた。

給油用クレジットカードは、導入時より施錠できる場所で保管するよう指示されていることから、適切な場所で保管するよう変更されたい。

9. 監査対象部局の概要

(1)職員配置状況

平成31年3月31日現在(単位:人)

課名	課長	主幹	課長 補佐	係長	主査	主任	主事	嘱託員	臨時職員	合 計
環境政策課	1			2		4 (2)	3	3	10	23 (2)
ごみ減量課 (情報分室・ 環境センター含)	1			2		7 (1)	3	2	8	23 (1)

※ ()内の数字は再任用職員の数である。

(2) 事務分掌

環境政策課

環境政策係

- ① 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ② 公害対策の企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ③ 公害関係法令に基づく届出の受理、勧告、命令等に関すること。
- ④ 公害防止の規制、監視、指導及び相談等に関すること。
- ⑤ 公害の苦情処理に関すること。
- ⑥ 地球環境の保全に係る調査、啓発等に関すること。
- ⑦ 動物愛護施策の連絡調整に関すること。
- ⑧ 外来生物対策に関すること。
- ⑨ そ族、昆虫の駆除に関すること。
- ⑩ 空き地の環境保全に関すること。
- Ⅲ 墓地等の経営の許可等に関すること。
- ② その他環境政策に関すること。
- ③ 部課内の庶務及び調整に関すること。

花と緑と水の係

① 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。

- ② 自然の保護、回復に関すること。
- ③ 広場、児童遊園、ちびっ子広場等に関すること。
- ④ 公園及び緑地の整備並びに維持及び管理に関すること。
- ⑤ 水環境の保全等に関すること。
- ⑥ 河川及び水路(財産管理を除く。)に関すること。

ごみ減量課

清掃係

- ① 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- ② 一般廃棄物等の収集、運搬及び処理に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理業者の許可、指導及び監督に関すること。
- ④ 東京たま広域資源循環組合及び多摩川衛生組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物等処理手数料の徴収及び収納に関すること。
- ⑥ リサイクルセンターに関すること。
- ⑦ 美化推進に関すること。
- ⑧ 道路清掃に関すること。
- ⑨ し尿及び浄化槽に関すること。
- ⑩ 公衆便所に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

環境センター

- ① 環境センターに関すること。
- ② 清掃分室に関すること。
- ③ ごみの計量及び廃棄物等処理手数料の収納に関すること。
- ④ 有価物の処分に関すること。
- ⑤ 広域処分場との連絡調整に関すること。
- ⑥ 下水道投入孔の維持管理に関すること。
- ⑦ 動物の死体処理に関すること。

以上